

## 定置漁業権に係る海区漁場計画（素案）

1 漁業種類 定置漁業

2 免許予定日、申請期間及び存続期間

(1) 免許予定日 令和5年9月1日

(2) 申請期間 令和〇年〇月〇日から同月〇日まで

(3) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

3 漁業権ごとの漁場の位置及び区域、漁業時期、漁業の名称、条件

(1) 漁業権の公示番号 定第1号

ア 漁場の位置 横須賀市長沢地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度11分23.09秒 東経139度41分14.49秒の所

B 北緯35度11分8.23秒 東経139度41分34.11秒の所

C 北緯35度11分4.41秒 東経139度41分29.47秒の所

D 北緯35度11分19.35秒 東経139度41分9.99秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって

囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 いわし定置漁業

オ 条件 なし

(2) 漁業権の公示番号 定第2号

ア 漁場の位置 三浦市南下浦町金田地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度9分51.37秒 東経139度41分21.15秒の所

B 北緯35度9分51.94秒 東経139度41分39.01秒の所

C 北緯35度9分46.33秒 東経139度41分39.01秒の所

D 北緯35度9分47.59秒 東経139度41分21.15秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって

囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 いわし・さば定置漁業

オ 条件 なし

(3) 漁業権の公示番号 定第3号

ア 漁場の位置 三浦市南下浦町毘沙門地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度7分58.69秒 東経139度39分43.3秒の所

B 北緯35度7分45.08秒 東経139度39分50.86秒の所

C 北緯35度7分41.12秒 東経139度39分39.34秒の所

D 北緯35度7分55.41秒 東経139度39分32.86秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって  
囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

オ 条件 なし

(4) 漁業権の公示番号 定第4号

ア 漁場の位置 三浦市諸磯埼地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度9分36.61秒 東経139度36分11.41秒の所

B 北緯35度9分37.9秒 東経139度35分53.7秒の所

C 北緯35度9分34.88秒 東経139度35分53.34秒の所

D 北緯35度9分35.24秒 東経139度35分48.51秒の所

E 北緯35度9分46.51秒 東経139度35分49.77秒の所

F 北緯35度9分46.15秒 東経139度35分54.6秒の所

G 北緯35度9分43.09秒 東経139度35分54.23秒の所

H 北緯35度9分41.79秒 東経139度36分11.98秒の所

区域 上記のA B、B C、C D、D E、E F、F G、G H  
及びH Aの8直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

オ 条件 なし

(5) 漁業権の公示番号 定第5号

ア 漁場の位置 三浦市黒埼地先

イ 漁場の区域

点の位置

A	北緯 35度 10分 42.7秒	東経 139度 36分 9.5秒の所
B	北緯 35度 10分 39.17秒	東経 139度 35分 52.36秒の所
C	北緯 35度 10分 36.33秒	東経 139度 35分 53.26秒の所
D	北緯 35度 10分 35秒	東経 139度 35分 46.93秒の所
E	北緯 35度 10分 45.94秒	東経 139度 35分 43.58秒の所
F	北緯 35度 10分 47.24秒	東経 139度 35分 49.84秒の所
G	北緯 35度 10分 44.36秒	東経 139度 35分 50.74秒の所
H	北緯 35度 10分 47.92秒	東経 139度 36分 7.84秒の所

区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F、F G、G H  
及び H A の 8 直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

オ 条件 なし

(6) 漁業権の公示番号 定第6号

ア 漁場の位置 横須賀市長井地先

イ 漁場の区域

点の位置

A	北緯 35度 12分 51.4秒	東経 139度 34分 44.11秒の所
B	北緯 35度 12分 41.29秒	東経 139度 34分 34.1秒の所
C	北緯 35度 12分 42.62秒	東経 139度 34分 11.2秒の所
D	北緯 35度 12分 33.47秒	東経 139度 34分 10.41秒の所
E	北緯 35度 12分 34.01秒	東経 139度 34分 0.76秒の所
F	北緯 35度 12分 52.34秒	東経 139度 34分 2.35秒の所
G	北緯 35度 12分 51.8秒	東経 139度 34分 11.99秒の所
H	北緯 35度 12分 49.03秒	東経 139度 34分 11.78秒の所
I	北緯 35度 12分 47.95秒	東経 139度 34分 30.57秒の所
J	北緯 35度 12分 55.47秒	東経 139度 34分 38.02秒の所

区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F、F G、G H、  
H I、I J 及び J A の 10 直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・いわし定置漁業

オ 条件 なし

(7) 漁業権の公示番号 定第7号

ア 漁場の位置 横須賀市芦名地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯 35 度 13 分 23.98 秒 東経 139 度 35 分 8.01 秒の所

B 北緯 35 度 13 分 5.12 秒 東経 139 度 34 分 30.93 秒の所

C 北緯 35 度 13 分 22.07 秒 東経 139 度 34 分 17.29 秒の所

D 北緯 35 度 13 分 35.14 秒 東経 139 度 34 分 59.62 秒の所

区域 上記の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって

囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(8) 漁業権の公示番号 定第 8 号

ア 漁場の位置 鎌倉市稲村ヶ埼地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯 35 度 16 分 47.49 秒 東経 139 度 31 分 27.44 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 27.4 秒 東経 139 度 31 分 18.33 秒の所

C 北緯 35 度 16 分 33.27 秒 東経 139 度 31 分 0.19 秒の所

D 北緯 35 度 16 分 38.1 秒 東経 139 度 31 分 2.2 秒の所

E 北緯 35 度 16 分 36.15 秒 東経 139 度 31 分 7.71 秒の所

F 北緯 35 度 16 分 51.38 秒 東経 139 度 31 分 14.26 秒の所

区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F 及び F A の 6

直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・いわし定置漁業

オ 条件 なし

(9) 漁業権の公示番号 定第 9 号

ア 漁場の位置 鎌倉市行合川地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯 35 度 16 分 58.43 秒 東経 139 度 30 分 11.08 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 54.47 秒 東経 139 度 30 分 9.25 秒の所

C 北緯 35 度 16 分 55.66 秒 東経 139 度 30 分 5.54 秒の所

D 北緯 35 度 16 分 44.72 秒 東経 139 度 30 分 0.43 秒の所

E 北緯 35 度 16 分 43.57 秒 東経 139 度 30 分 4.13 秒の所  
 F 北緯 35 度 16 分 38.13 秒 東経 139 度 30 分 1.62 秒の所  
 G 北緯 35 度 16 分 44.04 秒 東経 139 度 29 分 42.75 秒の所  
 H 北緯 35 度 16 分 49.51 秒 東経 139 度 29 分 45.31 秒の所  
 I 北緯 35 度 16 分 47.42 秒 東経 139 度 29 分 51.93 秒の所  
 J 北緯 35 度 17 分 2.25 秒 東経 139 度 29 分 58.88 秒の所  
 区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F、F G、G H、  
 H I、I J 及び J A の 10 直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・いわし定置漁業

オ 条件 なし

(10) 漁業権の公示番号 定第 10 号

ア 漁場の位置 藤沢市江の島地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯 35 度 17 分 24.9 秒 東経 139 度 28 分 47.31 秒の所  
 B 北緯 35 度 17 分 9.34 秒 東経 139 度 28 分 39.32 秒の所  
 C 北緯 35 度 17 分 8.12 秒 東経 139 度 28 分 42.96 秒の所  
 D 北緯 35 度 17 分 2.11 秒 東経 139 度 28 分 39.89 秒の所  
 E 北緯 35 度 17 分 10.06 秒 東経 139 度 28 分 16.93 秒の所  
 F 北緯 35 度 17 分 16.04 秒 東経 139 度 28 分 19.99 秒の所  
 G 北緯 35 度 17 分 12.66 秒 東経 139 度 28 分 29.85 秒の所  
 H 北緯 35 度 17 分 28.21 秒 東経 139 度 28 分 37.81 秒の所

区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F、F G、G H  
 及び H A の 8 直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(11) 漁業権の公示番号 定第 11 号

ア 漁場の位置 茅ヶ崎市平島地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯 35 度 18 分 5.94 秒 東経 139 度 24 分 28.9 秒の所  
 B 北緯 35 度 17 分 53.98 秒 東経 139 度 24 分 27.68 秒の所

C 北緯 35 度 17 分 53.3 秒 東経 139 度 24 分 33.94 秒 の 所  
D 北緯 35 度 17 分 48.44 秒 東経 139 度 24 分 33.44 秒 の 所  
E 北緯 35 度 17 分 50.64 秒 東経 139 度 24 分 13.75 秒 の 所  
F 北緯 35 度 17 分 55.49 秒 東経 139 度 24 分 14.03 秒 の 所  
G 北緯 35 度 17 分 54.81 秒 東経 139 度 24 分 20.26 秒 の 所  
H 北緯 35 度 18 分 2.91 秒 東経 139 度 24 分 20.77 秒 の 所  
I 北緯 35 度 18 分 3.05 秒 東経 139 度 24 分 16.84 秒 の 所  
J 北緯 35 度 18 分 6.26 秒 東経 139 度 24 分 17.02 秒 の 所

区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F、F G、G H、  
H I、I J 及び J A の 10 直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(12) 漁業権の公示番号 定第 12 号

ア 漁場の位置 平塚市龍城ヶ丘地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯 35 度 18 分 14.29 秒 東経 139 度 20 分 53.37 秒 の 所  
B 北緯 35 度 17 分 56.9 秒 東経 139 度 20 分 53.62 秒 の 所  
C 北緯 35 度 17 分 56.79 秒 東経 139 度 20 分 40.77 秒 の 所  
D 北緯 35 度 18 分 14.47 秒 東経 139 度 20 分 39.4 秒 の 所

区域 上記の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって  
囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(13) 漁業権の公示番号 定第 13 号

ア 漁場の位置 中郡大磯町大磯地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯 35 度 18 分 0.31 秒 東経 139 度 19 分 2.57 秒 の 所  
B 北緯 35 度 17 分 50.49 秒 東経 139 度 19 分 6.91 秒 の 所  
C 北緯 35 度 17 分 50.83 秒 東経 139 度 19 分 8.03 秒 の 所  
D 北緯 35 度 17 分 45.92 秒 東経 139 度 19 分 10.34 秒 の 所

E 北緯 35 度 17 分 41.76 秒 東経 139 度 18 分 56.46 秒の所  
F 北緯 35 度 17 分 46.66 秒 東経 139 度 18 分 54.18 秒の所  
G 北緯 35 度 17 分 47.21 秒 東経 139 度 18 分 56.04 秒の所  
H 北緯 35 度 17 分 57.01 秒 東経 139 度 18 分 51.55 秒の所  
区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F、F G、G H  
及び H A の 8 直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(14) 漁業権の公示番号 定第 14 号

ア 漁場の位置 中郡二宮町山西地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯 35 度 17 分 21.01 秒 東経 139 度 14 分 50.81 秒の所

B 北緯 35 度 17 分 5.67 秒 東経 139 度 14 分 57.44 秒の所

C 北緯 35 度 17 分 1.03 秒 東経 139 度 14 分 40.81 秒の所

D 北緯 35 度 17 分 6.86 秒 東経 139 度 14 分 38.25 秒の所

E 北緯 35 度 17 分 7.15 秒 東経 139 度 14 分 38.93 秒の所

F 北緯 35 度 17 分 16.58 秒 東経 139 度 14 分 35.01 秒の所

区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F 及び F A の 6  
直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(15) 漁業権の公示番号 定第 15 号

ア 漁場の位置 小田原市石橋地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯 35 度 13 分 30.35 秒 東経 139 度 8 分 36.63 秒の所

B 北緯 35 度 13 分 28.09 秒 東経 139 度 8 分 45.92 秒の所

C 北緯 35 度 13 分 27.76 秒 東経 139 度 8 分 54.09 秒の所

D 北緯 35 度 13 分 13.69 秒 東経 139 度 8 分 52.83 秒の所

E 北緯 35 度 13 分 14.15 秒 東経 139 度 8 分 44.73 秒の所

F 北緯 35 度 13 分 17 秒 東経 139 度 8 分 44.84 秒の所



G 北緯 35 度 13 分 20.02 秒 東経 139 度 8 分 34.76 秒 の 所  
区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F、F G 及び G  
A の 7 直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(16) 漁業権の公示番号 定第 16 号

ア 漁場の位置 小田原市米神地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯 35 度 13 分 4.33 秒 東経 139 度 8 分 37.06 秒 の 所

B 北緯 35 度 12 分 54.43 秒 東経 139 度 9 分 3.16 秒 の 所

C 北緯 35 度 12 分 37.97 秒 東経 139 度 8 分 55.31 秒 の 所

D 北緯 35 度 12 分 41.18 秒 東経 139 度 8 分 47.83 秒 の 所

E 北緯 35 度 12 分 43.34 秒 東経 139 度 8 分 48.76 秒 の 所

F 北緯 35 度 12 分 49.06 秒 東経 139 度 8 分 33.39 秒 の 所

区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F 及び F A の 6  
直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(17) 漁業権の公示番号 定第 17 号

ア 漁場の位置 小田原市根府川地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯 35 度 12 分 14.75 秒 東経 139 度 8 分 32.53 秒 の 所

B 北緯 35 度 12 分 9.64 秒 東経 139 度 8 分 49.02 秒 の 所

C 北緯 35 度 12 分 1.26 秒 東経 139 度 8 分 46.89 秒 の 所

D 北緯 35 度 12 分 6.66 秒 東経 139 度 8 分 30.91 秒 の 所

区域 上記の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって  
囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(18) 漁業権の公示番号 定第18号

ア 漁場の位置 小田原市江之浦地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度11分21.22秒 東経139度8分27.99秒の所

B 北緯35度11分16.47秒 東経139度8分42.9秒の所

C 北緯35度11分7.51秒 東経139度8分41.38秒の所

D 北緯35度11分14.89秒 東経139度8分24.54秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって  
囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(19) 漁業権の公示番号 定第19号

ア 漁場の位置 足柄下郡真鶴町岩地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度10分26.18秒 東経139度8分37.67秒の所

B 北緯35度10分29.6秒 東経139度8分52.26秒の所

C 北緯35度10分16.64秒 東経139度8分54.6秒の所

D 北緯35度10分14.91秒 東経139度8分39.94秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって  
囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(20) 漁業権の公示番号 定第20号

ア 漁場の位置 足柄下郡真鶴町真鶴地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度9分5.47秒 東経139度9分12.77秒の所

B 北緯35度9分12.16秒 東経139度9分38.08秒の所

C 北緯35度8分51.64秒 東経139度9分45.32秒の所

D 北緯35度8分56.58秒 東経139度9分15.29秒の所

区域 上記の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって  
囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(21) 漁業権の公示番号 定第 21 号

ア 漁場の位置 足柄下郡湯河原町福浦地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯 35 度 8 分 53.66 秒 東経 139 度 8 分 7.76 秒の所

B 北緯 35 度 8 分 31.84 秒 東経 139 度 8 分 15.14 秒の所

C 北緯 35 度 8 分 32.71 秒 東経 139 度 8 分 18.95 秒の所

D 北緯 35 度 8 分 29.54 秒 東経 139 度 8 分 20 秒の所

E 北緯 35 度 8 分 24.43 秒 東経 139 度 7 分 57.28 秒の所

F 北緯 35 度 8 分 49.41 秒 東経 139 度 7 分 48.89 秒の所

区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F 及び F A の 6  
直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし